

有心衆・無心衆について

岩 下 紀 之

1

連歌史において、有心衆・無心衆のことは重大な問題をはらむが、資料に富むわけではないのでその実態を概観するのはむずかしい。冷泉家時雨亭叢書別巻として出版された『明月記』は、定家自筆本を底本とするほか、古筆切までを博搜して翻刻され、本稿にかかわる一条も新たに提示されている。これを機として、あらあら考えてみたい。

まず『筑波問答』の一節を手がかりとしよう。

後鳥羽院建保の比より、しろくろ又いろくくのふし物のひとり連哥を定家と隆卿などにめされ侍しより百韻なども侍にや。又さまくの懸物などいだされて、をびたゞしき御会ども侍りき。よき連哥をば柿本の衆となづけられ、わろきをば栗本の衆とて別座につきそめ侍し。有心無心とて、うるはしき連哥と狂句とをませくにせられし事も常に侍り。

二条良基は有心・無心の語をもつばら連歌の関連で記述するが、『井蛙抄』第六にはこのように言う。^①

六条内府被語云。後鳥羽院御時。柿本栗本とてをかる。柿本はよのつねの歌是を有心と名付。栗本は狂歌是を無心といふ。

と述べ、さらに慈鎮和尚と無心の側の宗行卿との贈答を伝える。慈鎮の

心あるとこゝろなきとか中にまたいかにきけとや庭の松風

これに対して宗行が

心なしと人はのたまへとみ、しあれはき、さふらふそ軒の松風

と返した。和歌に対して狂歌で応答することは可能であったのだろう。ここでは、柿本・栗本は和歌に関する語として用いられている。

次に『菟玖波集』の例にあたっておこう。従来有心無心につき論じられてきた句は以下の三句に過ぎない。(引用は金子金治郎氏『菟玖波集の研究』所収本による。)

後鳥羽院御時白黒のふし物の連歌の中に

とよのあかりの雪の明ほのといふ句に

按察使光親

一九八六こはいかにやれうへのきぬみくるしや

わたのくつにてひたひをそゆふ

前中納言定家

一九八七おほひけの御車そひの北おもて

我こころなたねはかりになりにけり

西音法師

一九五五人くひ犬をけしといはれて

金子金治郎氏は詞書にいう賦物から、「雪（白）」「破袍（黒）」「綿（白）」「髭（黒）」で、この二句を同じ百韻の中の句と推定し、西音の句も「なたね（黒）」「けし（白）」と賦物の一致から同時のものかと可能性を指摘される。²⁾用いられている語彙「やれうへのきぬ」「みくるし」「おほひけ」「人くひ犬」など歌語ではないから、これらは無心の句と見ることができよう。

有心無心なる語があらわれるのは次の一例のみである。

建長六年五節の比有心無心の連歌侍けるに

ゑせきぬかつき猶そねりまふ

常盤井入道太政大臣

七三五玉かつら誰に心をかけつらん

時代が建長に降り、後鳥羽院の時代からは距離があるけれども、有心無心の語は集中ただ一度ここに現われる。

以上に見たかぎりでは、有心、無心の語は和歌にも連歌にも用いられている、それでは後鳥羽院の時代ではどうであったのか。ただし、従来から知られているように、この語は平安時代、すでに用例がある。一つは延喜十六年七月七日庚申亭子院殿上人歌合で、有心無心歌合との呼び名を持つ。萩谷朴氏の評は「本歌合は、全く通常の歌合と本質的に異なるものではなく、心深く秀れた歌が有心であり、心浅く拙い歌が無心であるとするならば、むしろ通常の歌合全てが有心無心の歌合であるということさえ出来るであろう」というのであって、この語の意義は説きつくされている。つまり、有心無心は和歌の評価をいうのであって、一首一首の歌に即して下される判定なのである。もう一つの例は『富家語』第七八段に見える。^①

円融院か一条院かの御時、朱雀院において、有心衆と無心衆と相分ちて、無心の党、競馬の装束して馬場にうち出たりければ、……

池上洵一氏による脚注では、「有心は、伝統的な優雅を解する心があること。無心は、その反対。」とされる。衆は党とも言い換えられているが、これは有心・無心を身に体している人々を言うのであろう。こうして見ると、有心・無心は和歌に限らず、伝統的な優雅なり、心深く秀れているか否かの価値判断、ないしは基準を現わしている。衆はそれぞれを身に体している人々を示すわけである。

後鳥羽院の時代については、『明月記』の記事を参照することになるが、まず正治二年九月廿九日の項を見よう。なおこの条は時雨亭叢書本に新たに活字に起された部分である。

亥時許、頭弁・隆雅・忠行朝臣等、相共講和歌、今夜殊無人、北面物等僅兩三、不似例、公卿送歌只一人也難蒙、披講了連歌賦五色、百句了分散退出、狂事数寄也、鷄鳴以後帰廬

ここでは和歌を講ずる場に北面の物が加わっていること、その後に行なわれた連歌に狂事数寄の句が出たことなどが読みとれ、しばらく後の有心・無心の連歌の萌芽と見られそうである。

以下は古くから考察されてきた記事を見ていこう。まず建永元年八月十日。

午時參南殿、未時許御城南寺具、小弓、又御覽御大刀、以清範仰事云、昨日連歌、殆あやふめられぬへかりき、然而遂打返て、木戸口よりかけいて、生取等小々取了、殊以恐悅、

此事根源、日来、左中弁・宣綱等、人々多同心、和歌所輩ヲ、狂連歌に可籠伏由結構、下官・雅経等、以尋常歌詞相挑之、此事及三度許、事達叡聞、召拔彼方之張本等、長房卿・宣綱本儀は此方也依御被渡彼方・重輔、以之称無心衆、態出狂句、中納言公・雅経・具親、候御方、以之称有心、秉燭以後還御、直退出、

これはきわめて重要な記事と思われる。日ごろ左中弁・宣綱らが和歌所のともがらを狂連歌によって籠め伏せようとして

いたのに対抗して、定家・雅経らは尋常の歌詞をもって相挑んだ。これが三度ばかりに及んで、観聞に達した。以下は文章の流れから、院の意志で事が進んだように読みとれる。すなわち院が長房卿以下を召し、この人々を無心衆と称し、わざと狂句を出させた。中納言云以下を有心（衆）と称した。この名称はこの日、後鳥羽院によって命名されたのである。

それから六年後、建暦二年十二月十日の記事を引く。

戊終、於殿上、有若宮御元服定云々、其事了又出御馬場殿、各応召参入、無心宗之輩、在東、有心宗、在西云々、是御所也、

一先立隔屏風、各宗連歌折紙一枚訖、撤屏風寄合、賦鳥魚云々、其物不覚悟、太不堪、

東 光親卿 顕俊卿 宗行朝臣 定高朝臣

重輔未召加、仲家 家綱 清憲執筆

西 御所 定通卿 予 家隆朝臣 雅経朝臣 頼資執筆

家長 撤屏風後、清憲書之、

子二刻入御、折紙六枚、御句如流、天氣太快然、即退出、

ここでは無心宗と有心宗のともがらが東西に分れて競い合ったのであった。建永に定められた両者の対抗はまだ続いていた。（中世の用字法として、衆と宗は通用する。本稿はあえて文字を統一しない。）それぞれの成員が記され、無心宗は光親、顕俊以下であるのに対し、有心宗側は御所（後鳥羽院）をはじめ、予（定家）、家隆、雅経と驚くべき顔ぶれである。戊終りから若宮元服の儀式があり、その後院が馬場殿に出御、無心宗・有心宗を召して連歌が詠まれた。「各宗連歌折紙一枚訖」とは具体的にどういう手順であったかはわからないが、亥刻から子刻まで、夜の行事で、子二刻院が入御して終了した。折紙六枚というのも、通常の四枚懐紙の連歌とどのように相違しているかわからない。院は流れるように句を詠んだので

あり、天気はなほだ快然ということで、この行事は院の氣に入ったのであった。

同月十八日にも有心無心の連歌があった。

早旦、家長奉書、今夜、可有有心無心連歌、可参云々、陰明門院御仏名兼領狀、依□此由、示□奉行資經、秉燭以後、着布衣参院、夜深月昇、出御馬場殿云々、依召参上如一夜、但昨日、源大納言結構御前事、積数多紙、仰云、有例連歌、随句員数、可令取紙云々、依有催、有心在西、源大納言・同中納言・予・雅經朝臣・家隆朝臣・頼資・家長、無心在東、兄弟兩卿・兩弁・家綱・重輔・仲家・清憲、上北面小年二人、在無心方、五位殿上人 成実・基保、在有心方、每人出一句、取紙一帖置其前、賦黑白云々、百句了、仰云、紙不尽、又、可会合、又算紙数、御所十四帖、予十一帖、雅經九、光親卿八帖、家長七帖、以下云々、各取紙可出云々、十一帖甚重、公卿所持還有恥歟、取退出、置縁着查退出、上北面、取之給従者云々、雅經中将同乗帰家、

この日の記述では有心無心という表記がなされている。無心は東にあつて、兄弟兩卿、兩弁以下の人数が記され、当日は紙が懸物とされた。御所十四帖とあるから、院は有心の一員として参加し、最高の成績をおさめたに違いない。無心の側では光親卿が八帖と健闘した。なお彼らは懸物を生活の資としたわけでもなく、定家は十一帖をかちえても、「甚重」く迷惑したようである。

同月廿五日の記を引用しよう。

欲参女院御仏名之間、使者奔来云、可有連歌可参、仍布衣馳参甚雨、実氏宰相中将、穢限過了初参、可候連歌座由、被仰云々、依甚雨、先相儲馬場殿、小時出御如例、儀始、賦木人名、人名トハ、当世人名字ヲ隱題ニ用也、不可嫌尊卑云々、

此中有隆忠名、雖戲事、丞相名如何、太不便、如一夜每句置紙（紙）、百句了入御、予十六句、御句十九、定高朝臣十一、以之為多、定通卿、女院仏名了追參加、光親卿、又為仏名參入、不交其事、候此座、顯俊朝臣・予等、布衣祇候、事了予即退出、

有心、御句・両卿・予・頼資・家長也、

仏名公卿、右府・定通・高通・有能・公氏等、

自余両三人不慥聞、

この日は甚雨であつたが連歌があり、賦物は木人名といふので、木の名と人名が交互に詠みこまれた。「人名トハ、当世人名字ヲ隱題ニ用也、不可嫌尊卑」といふのであるから、実名を呼ぶのがはなはだ失礼であつた時代、実に放埒な座であつたろう。「此中有隆忠名」とあつて、松殿基房の子で、この年前左大臣從一位藤原隆忠、いまだ撰闋家の一員としての地位を保つていた人の名まで用いられた。「雖戲事、丞相名如何、太不便」と定家は眉をひそめた。院はこの座に臨んでいたのであつて、政治的なさやあてがひそんでゐるかもしれない。無心衆の中では定高が活躍し、十一句詠んだ。筆頭と目される光親が仏名の行事に参加して、こちらに不在だつたためでもあろうか。

さらに同月廿八日にも連歌があつた。

欲付寝之間、為家長奉行、忽有召、周章騎馬馳參、可有例連歌（云々）、今夜依官奏、光親卿・両弁皆參内（云々）、被召寄彼等、又被相待之間、及子夜出御、応召納言參入、弁未參、今夜立隔屏風各連歌、其内撰尋常句、為五首歌可被合由、被仰、両方連歌、即撰出五首歌被合、無心殊不得骨、

次有例連歌、依夜深限卅句、置例檀紙卅帖、事了退出、天氣太快然、歲末有此事、尤為物吉、

この日は就寝の時になって急のお召があり、騎馬で大あわてで参上した。光親と両弁（宗行と定高である）が官奏のため参内しているのを召寄せたため、彼らを待って子夜に及んで院は出御した。連歌の内尋常の出来映えの句を五首の歌として合せられた。この日も天気太だ快然、というので、院は上機嫌で有心無心の連歌を楽しんだのであろう。連歌を素材とした和歌によって歌合が行なわれたのだが現存はしないようである。

翌建暦三年閏九月五日にも有心無心の連歌があった。

入夜退出、家僕来、告自院有召由、即馳帰参入、出御馬場殿、有連歌之興有心、安民卿、雅経朝臣、行能、無心兼皆参、折紙六枚、賦黑白、
天気快然、臨曉、名謁退出、

この日も夜になってのお召があり、あわてて参上。院はやはり「天気快然」とのこと。

しばらく間を置いて建保三年八月廿一日に記事がある。

日入以後参内、参鬼間、小时頭弁参入、又右武衛参、此間、治部重長来召予、参御前、俄而召人々、各参入、始連歌
草名、一兩句之間、雅経朝臣参入、按察可参之由、女房申之、忽抑連歌五下、、被待彼参之間、有狂歌合両方、各、評定了按察
参、夜半、改賦物魚河、、又五十句訖各退出、已晓鐘也、御所・予・雅経朝臣直衣、・範宗朝臣・行能・康光皆北、・右武衛衣冠、上、
定高朝臣同上、・重長・棟基・成長皆上、・雅清朝臣直衣、執筆書之、
童観、太非時儀、

この日の連歌は予定されたものではないようである。俄かに人々をお召しになって連歌を始め、一兩句進行したところで

雅経が参入する。按察（光親であろう）がやってくると女房が言うので、五十句終ったところで光親を待つ間中断、その間狂歌合をし、その評定が終ると光親が参上した。そこで賦物を変えて残りの五十句を詠み終えたというのである。同年十一月廿八日、有心無心と思われる連歌の記事がある。

見火、北風太利有恐、即帰参、不経程、被召御前、有連歌興、每句給櫛句百了、各被算員数、予十四句、人数太多、而狂句速出之間、諸人無句数、雅清朝臣執筆、賦国名源氏了、

強風の冬の日、御前に召され、連歌があった。この日は有心衆・無心衆の対抗ではなくて、誰もが有心・無心の句を詠んだらしい。『明月記』にはこれ以後有心無心の記事は見当らないようである。

なお、見たかぎりでは柿本・栗本の呼称があらわれなかった。『明月記』には欠落部分も多く、偶然のことかもしれないが、この語に対する定家の評価かもしれない、一応念頭にとどめておきたい。

3

応永三十一年二月廿九日の『看聞日記』は後鳥羽院の宸記を引く。⁽³⁾

建保三年五月十五日西癸、天晴、諸事如例、未刻出外、即至萱屋、有柿下栗下連歌興、以錢為懸物、尋常句時百文、秀句時二百文取之、百韻之中余数句詠之、余之分錢二貫七百文也、其外或一貫余、或六七百文、或五六百文取之、有興、及酉刻事了、各令食饌退出、

十九日^{其丁}、雨降、諸事如例、午刻出外如例、即至萱屋、有連歌、以錢為懸物也、末代法雖見苦、賭弓之時、射分錢定事も、但此事不可為例、

十一月十一日^{其丙}、雨降、於南屋有連歌會、以錢為懸物、是例事也、近代錢為凡卑、此事尤似無其謂、昔以此為懸物事、未刻事了

御記有其興之間写之、凡近代御前勝負、以錢為懸物事、下品比興之由、有沙汰、無其儀、而上代已如此、況於末代哉、不可為下品事歟、

後崇光院の関心は連歌の懸物が錢であったところにあつて、柿下栗下の語には特に注意がはられていない。(柿下・柿本も中世には通用する。本稿はこれも統一しない。)しかし、この名称はこの建保三年に、確かに存在していたわけである。『明月記』はこの三ヶ条の日、いずれも欠落しており、両書を比較検討することはできない。

なお、順徳院の御前においても、同じ時期有心無心の語が見えている。『紫禁和歌集』建保三年七月廿一日のこととして、「有心無心作者ども、歌つかうまつる次に」とある。連歌にかぎらず和歌にもこの語が使用されている。

本稿で見出した資料は以上に尽きており、見た通り欠落も多いと思われるのであるが、一応ここまででまとめてみよう。『明月記』の記事を見るにあたり、以下日付のみで記し、書名を略する。有心無心の連歌は建永元年八月十日から建保三年十一月廿八日まで、実質十年ほど行なわれた。但し、正治二年九月廿九日の「狂事数寄」なる語は無心の先蹤をなすかもしれない。興行の場所は馬場殿と記される。建暦二年十二月十日、十八日、廿五日である。『後鳥羽院宸記』では建保三年五月十五日、十七日に萱屋と見え、同年十一月十一日には南屋とある。これらの殿舎については穿鑿しないが、いずれも後鳥羽院の御所内であろう。

時刻については、鶏明（正治二九廿九）、子二刻（建曆二十二十）、夜深月昇（建曆二十二十八）、及子夜出御、依夜深限卅句（建曆二十二廿八）、臨曉（建曆三閏九五）、既曉鐘也（建曆一八廿一）など、深夜に行なわれ、夜を徹することもあった。また天候の記載も、甚雨（建曆二十二廿五）、見火、北風太利有恐（建保三十一廿八）など、悪天候を物ともせず、熱心に行なわれていた。

建曆二年十二月十日の記に、無心宗と有心宗の一覧がある。朝臣の称を付けられている人々、また卿を付けられている人々の、この時の官位を『公卿補任』などによって確認しておく。まず無心宗の光親と顕俊は葉室家の兄弟で、正三位権中納言と正四位下参議である。宗行は従四位上右大弁（極官は権中納言正三位）、定高は従四位下左中弁（極官は権中納言正二位）である。同月十八日の記に兄弟両卿、両弁と記される。この四名はいずれも為房流の公家で有能な実務官僚と思われる。

有心宗の方は、定通は二十五歳で従二位中納言、村上源氏の将来昇進が約束された人であるが、他は定家は従三位侍従、家隆は正四位下宮内卿、雅経は従四位上と、まだ太政官には列せられていない。

これらの人々によって有心無心の連歌が営まれたが、つぎに後鳥羽院の動きを追ってみよう。

左中弁、宣綱らの人々と、和歌所の輩のあいだで相挑むことが起り、それが三度に及んだ。そのことが叡聞に達すると、無心衆と有心衆の両者をきそわせることにした。（建永元八十）

院は有心宗に加わり「御句如流」と評されるほど活躍し、「天氣太快然」ということで上機嫌であった。（建曆二十二十）懸物に紙を提供し、「御所十四帖」とあるように最高の成績をおさめた。（建曆二十二十八）

つづいて同月廿五日にも「御句十九」とあって、これも最高である。なお当日の賦物を「木人名」と定めたが、「当世人名字ヲ隠題ニ用也、不可嫌尊卑」という運用であった。

さらに廿八日には、連歌のうち尋常の句を選んで五首の歌とし、合せるようにと仰せられた。

按察光親が遅参した日、連歌五十句のあと中断し、狂歌合を行ない、到着後は賦物をあらためて連歌を再開した。（建保

以上、有心衆・無心衆という命名と人選、懸物の提供、人名という賦物の試み、連歌を和歌の形に整えての歌合、狂歌合の試み、などが院主導のもと行なわれている。柿下栗下の名称も、おそらく院による命名であろう。

ついで、用語の整理をしておこう。有心無心の語は平安時代、すでにあらわれており、有心はすぐれたもの、無心は劣つたものというように価値の上下を示していたのである。しかし、後鳥羽院の時代ではそうではない。狂連歌に対抗して「下官・雅経等、以尋常歌詞相挑之」（建永元八十）とあり、尋常の歌語をもって句を作るのが有心衆、そうでないのが無心衆で、価値の上下でなく、異なる質の詠作活動を示しており、かつ両者は互に対峙しうるだけの力を備えていた。無心の実作は狂歌（建保三八廿一）、狂連歌（建永元八十）、狂句（建保三十一廿八）とされ、誹諧とは言われていない。

また「有心在西」「無心在東」（建曆二十二十八）のように有心衆・無心衆の意味で使用されることもあった。

それに対して、無心衆の語は「態出狂句」（建永元八十）とさだめられ、連歌において専ら狂句を出すべき人々を指し示すものであった。建曆二年十二月十日には、有心宗・無心宗の名簿が示されていて、それぞれの作者はその役割で句作にはげまなければならなくなっている。元来連歌は和歌に対する息抜きのごときものであって、「雖戲事」（建曆二十二廿五）とあるようにたわむれにすぎない。出座している人々は尋常の句も狂句も自由に詠んでいたであろう。『菟玖波集』一九八七の定家の無心と思われる句は何ら奇とすべきものではない。「人数太多、而狂句連出之間」（建保三十一廿八）とあるが、この日は無心衆のまとまった出席はないのに、狂句が多く詠まれた。こうした状態は『菟玖波集』七三五に見られるように、建長年間に降っても継続していたものである。有心衆・無心衆はこのような状態の中のある種のしぼりとして機能したと思われる。有心の句と無心の句をそれぞれ専門に作らせ、対抗させ、勝負を決するという競技の面白さが求められた。柿下・栗下の称号については、それだけでは有心・無心の語のようなある種汎用性は持たないであろう。専ら連歌の場での有心衆・無心衆に対する別称であり、これも院の命名と考えるべきであろう。こう見てくると、『筑波問答』の「よき

連哥をば柿本の衆」という記述が正確であることが判明する。

4

順徳院の内裏においては盛んに歌合が行なわれ、古く『群書類従』巻百九十四以下に収められ、そこで本文を見ることが出来る。『新編国歌大観』第十巻にも、いくつかの歌合が収められる。ここで問題としたいのは建保三年六月十一日の『月卿雲客妬歌合』である。栗下覆勘右大弁藤原定高が狂歌三首を出している。歌合に狂歌があらわれるのは珍しいことであって、すでに『群書解題』『和歌大辞典』でもそのむね指摘されている。共に栗本連歌の影響かと触れられているのであるが、本稿での調査からは、栗本なる名称は一義的に無心衆を意味し、専ら連歌に関する用語と考えられるのであって、新しい方角からこの歌合をとらえることができないのではない。

そもそも和歌と狂歌をつがえて歌合とするのは可能であろうか。定高の歌を、つがえられた和歌と共に引いてみよう。ここでは『新編国歌大観』による。

二番左 栗下覆勘右大弁藤原定高

武威野の萩や薄やほりうてて瓜やなすびや植ゑてもたばや

右 散位藤原保季

風やとき真野の萩原露をだにまだしらすげのおなじみどりに

七番左 女房

風の音の身にしむ色もかはらねど月にいくたび秋を待つらん

右 栗下覆勘右大弁藤原定高

はだかねの小夜ふけがたに腹ふくれ風もすずしう月も秋なり

十五番左 栗下覆勘右大弁藤原定高

あはむとの空証文にいくよへて数年になりぬこはいかにせん

右 散位藤原行能

いたづらにくちてやさても山城のゐでの下帯むすほれつつ

この歌合は順徳院、雅経らの加わる、十五番までのもので、勝負付けと判詞を欠くが、衆議判とされ、当座の難陳はあったのであろう。しかし尋常の歌語をつらねた歌と、定高の狂歌をどのように比較できようか。七番のつがいは、優美にして古典的な御製に対し、はだかで寝ている太鼓腹の男が歌われている。他の二番も同じことで、前例もなく、歌合判詞を起草することも困難なこの事態は、どうして生じたのか。ここで建暦二年十二月廿八日の例が想起されるのである。その日後鳥羽院は有心無心の連歌を五首の歌となし、歌合を行なわせたのであった。連歌を和歌にしたてて歌合とすることであれば、先例は存在する。後鳥羽院の近臣達のうち、無心衆の作は順徳院周辺にも興味をひき、定高の歌合参加というなりゆきがあったのではないか。つまり、この三首の狂歌を無心の連歌に復元することが可能かという問題が生ずる。

まず二番左の歌を見る。ここでは「ほりうてて」が難解で理解に苦しむ。類従本では「ほりたて」とあり、いずれにしても、武蔵野の萩や薄を掘り出して破棄してしまうことであらう。その跡に瓜やなすびを植えるというので、優美な秋

の景物を食材に換えてしまうとところが無心なのだろう。ここでは和歌としての表現法にやや問題を感じる。すなわち上句に「萩や薄や」とあり、下句に「瓜やなすびや」とあって、「や」が過度に重複している。ここに連歌復元の手がかりを見出すのである。

武蔵野の萩や薄やほりうてて

瓜やなすびや植ゑてもたばや

と前句付句として理解すれば、「や」は前句と付句の応酬として不自然さは解消する。

七番右はどうか。ここでは上句に「はだかね」「腹ふくれ」と自堕落さを表現する強烈な無心の語があるのに対し、下句はきわめておとなしく「風もすずしう月も秋なり」と留める。上句と下句に不均衡が見られるのである。

風もすずしう月も秋なり

はだかねの小夜ふけがたに腹ふくれ

こういう原形を想定すると、広範囲にわたる付け方が可能な前句に対し、身も蓋もない現実の、若くもない男性の姿が付けられ、いかにも無心の連歌らしい。

十五番左では「空証文」「数年」という字音語二つが上句と下句に分散し、かつ下句が上句と有機的につながっていないように見える。「いくよへて」と「数年になりぬ」が意味上重複している。これも、

数年になりぬこはいかにせん

あはむとの空証文にいくよへて

と復元してみると、多様な付け方の可能性を提供する前句に対して、恋文を空証文と字音語に変換し、数年との対応を果しているところに定高の技術を見ることができるといえる。

和歌と狂歌が混合された歌合という異例な事態を、無心連歌への復元によって理解しようとしたのであるが、この推論

が成立するかどうか、なお考えてみたい。

5

無心衆のうち、光親・宗行の二人を『尊卑分脈』にあたると、それぞれ「承久三七廿三於駿河国被斬」「承久三被誅」とあり、承久の乱にかかわりをもつ人々であったことがわかる。無心衆で、中納言に達した四人のうち、二人までが乱で命を落しているのは興味深いのであるが、乱そのものについては歴史学の分野で究明されているので、ここでは基本的な史料を抜き書して概要を見るにとどめたい。

『鎌倉遺文』二二六二に「後鳥羽院逆修進物注文」なる文書がある。建保三年に院の営んだ逆修の法要に進物をした人々の名前がわかる。皇族や摂家のあとに示されるのは院の近臣たちであろう。ここに無心衆の五人の進物を引いておこう。まず光親の項。

按察使家光親卿、知行恒馬國、

被物四十重

唐綾十重僧正二口料 綾卅重五重別同文

長絹八十疋口別十疋、以紫結
染顯文紗裏之

綿三百廿兩口別四十兩、以絹
結染顯文紗裏之

淺黄布八十卷口別十卷、以朽葉
結染顯文紗裏之

紺布八十段口別十段、以青絹
染顯文紗裏之

藍摺八十段口別十段、以淺
頭與文紗裏之

手輿八基口別二基

唐笠八本口別一本
在袋一本

力者裝束四十八具口別六具、別衣袴、
帷、刀、扇

笠持裝束八具口別一具
色目同前

預三人料

長絹十五疋五人別
五疋

色と布卅段十人別
十段

馬三匹二人別
一疋

置黑鞍 赤總鞞 鞍覆 鞭 手繩

腹帶 尺泥障

舍人裝束三具淺本水干、長絹裏、
糸冠袴、白帷

承仕三人料

色と布十五段五人別
五段

鐘突三人料

色と布九段三人別
三段

次に顯俊の項。

藤宰相家顯俊卿、知行近江國

牛八頭 道繩

預料馬三疋

次に宗行の項。

左大辨宰相家 宗行轉、知行加賀國、

單重八領

鈍色裝束八具

童裝束十六具

牛八頭 付道繩

預三人料馬三疋

次に定高の項。

藏人頭右大辨定高朝臣 知行安房國

童裝束十六具

身分はやゝ低いものの仲家も名を連ねている。

隱岐守仲家

色と綾八懸子 各五疋

預三人 綾各一疋、一懸子八疋、

この時の官職が示され、おそらくは経済力も現れているのであろう。光親は突出して多くの進物をしている。

無心衆の面々が院の近臣に名を連ねているのは確認できたが、その役割はどのようなものであったか。これも『鎌倉遺文』によれば、光親はかなり長期にわたって後鳥羽院の院宣を発給し、三通が残っている。元久元年八月廿九日の院宣に「右中弁」と署名、建暦三年八月六日の院宣に「按察使光親」、建保四年八月八日のものにも「按察使」と署名している。院の側近として長く仕えたのは明らかである。

宗行署名のものは承元三年七月十六日の院宣案に「権右中弁宗行」とあるのから始まり、承久元年に至る二十六通が残る。また定高署名の院宣は、建保七年・承久元年一年間のものが六通残っている。宗行は承元以来の十余年にわたるので、「右大弁」「参議」「新中納言」「権中納言」と官名が変わり、定高は一年間なのですべて「参議」で変化はない。文書の数量は宗行と定高が光親を圧しているように見えるが、建保六、七年に高野山に境界紛争があり、院宣がしばしば出され、それが『統宝簡集』に保存されたという偶然があった。『鎌倉遺文』二九〇七は「吉野高野堺論文書目録」と題され、「院宣廿一通宗行奉行」「院宣九通定高奉行」と見える。大切な証書として、永く保存されたのであろう。顕俊の名はほとんど現れず、活動の様子は不明である。

光親、宗行、定高ら院近臣たちは、承久の乱に際しそれぞれの道を歩むことになる。『承久軍物語』巻二にはこうある。⁸⁾

さてもかやういん殿にはくぎやうせんぎありて。くにくへいんせんつかはさるへきよしにて。あぜちの中納言みつちか卿うけ給はつてこれをかく。

このように開戦に際し重要な役をになつている。ただし、この時期の院宣が『鎌倉遺文』に通も見当らないのは、乱の帰趨が見えた時、ただちに処分されたからに違いない。

戦闘が終ると院の行動はこう記される。⁽⁹⁾

すでに相州武州いんざんすべきよしきこしめしければ。さへぎつてちよくしを立られ。ちやうほんの人々におゐてはけうみやうをしるし出さるべし。しばらくぶしのさんかうをとめ申べきよし仰られければ。おのく仰にしたがひ給ふほどに。くぎやう六人のきやうみやうをしるし。六はらに下さる。ばうもんの大納言たゞのお卿。中のみかどの中なごんむね行きやう。中納言ありまさ卿。あぜちの中納言みつちか卿。かいのさいしやう中將のりよし卿。一でうのさいしやう中將のぶよし等也。

ということで、張本とされた公卿達はさまざまな目に会うが、光親と宗行は殺害されてしまう。

光親は武田五郎信光に同行し、富士の裾野加胡坂という所で斬られるが、その時、⁽¹⁰⁾

なんちよく聞ケ。われ年久しく君につかへ奉り、おほくのしぎいるざいのおぎやうせしむくひに。いまかゝるめにもあふぞかし。

と口になっている。

宗行については『承久兵乱記』下⁽¹¹⁾

中みかとうたうさきのちうなこんむねゆきのきやうは。きくかはにて。昔南陽県之菊水汲下流延齡。今東海道菊川宿西岸而失命とそかきつけ給ふ。

とあって、「あるさはいふところにて。つゝにきられ給ひぬ。」と死が記されている。

定高についてはこれも同書に、「秀康朝臣胤義以下徒党。可令追討之由。宣下既畢」以下、凶徒の浮言によつて此の沙汰に及んだむねを記した院宣に「権中納言定高」と署名している。

一方『吾妻鑑』にあたると、だいたい以上と矛盾はないようで、これも該当箇所を抜き書きしておこう。光親は源実朝の正二位に叙せられた時の儀式で上卿を務めた。(建保元三六) 鎌倉を實際に見ているわけである。

承久三年五月十九日条には、

遣官軍、被誅伊賀廷尉。則勅按察使光親卿。被下右京兆追討宣旨於五畿七道之由云々

とあり、これでは乱の主謀者と認定されてもしかたがない。六月廿四日には、

合戦張本公卿等被渡六波羅。按察使光親卿武田五郎信光預之中納言宗行卿小山新左衛門朝長預之

七月十二日には誅殺のことが記されたあと、実は後鳥羽院を諫めていたことが判明している。

於加古坂梟首訖。時年四十六云々。此卿爲無雙寵臣。又家門貫首。宏才優長也。今度次第。殊成競々戰々思。頻奉匡君於正慮之処。諫議之趣。頗背叡慮之間。雖進退惟谷。書下追討宣旨。忠臣法。諫而隨之謂歟。其諷諫申狀數十通。殘留仙洞。後日披露之時。武州後悔惱丹府云々。

宗行は翌日光親の僮僕が主君の遺骨を捨てて帰洛するのに会ったあと、黄瀬川の宿で歌を一首詠み、傍に書きつける。そのあたりのことを、

於菊河駅書佳句。留万代之口遊。至黄瀬河詠和歌。慰一旦之愁緒云々

翌十四日、最後の日をむかえる。

於藍沢原黄門宗行遂以不遁白刃之所侵云々。年四十七。至最期之刻。念誦説経更不怠云々。

これで院近臣、光親と宗行の死を見とどけたのであるが、同じような立場の定高が全く罪を問われていないのは何故だろうか。院宣に署名しているのが一年ほどで、近臣であった期間が短かったことも理由だろうが、ここで気に懸るのは『紫禁和歌集』の次の一文である。建保六年四月一日の条

同四月一日、内内以参議定高朝臣、伊勢人進物之次に詠十五首和歌進之

とあるのを見れば、定高は順徳院の近臣を兼ねていたのではないか。『月卿雲客妬歌合』への参加も、同じ立場が反映しているのではないかと推量されるのである。こうしたことから乱への参加の度合が微妙に異なり、命拾いをしたのではなからうか。

後日譚として四十年後の文応元年十二月廿一日、『吾妻鏡』に次の紀事がある。

入道石大弁光俊朝臣法名真觀
光親卿息 自京都下着。当世哥仙也。

翌廿三日は「右大弁禪門始出仕。和歌興行盛也」とあつて、幕府は乱当時の光親の立場に対する同情から、その子の真觀に好意的に接したと見える。

6

有心衆・無心衆について、以上であらかた論じたように思うのであるが、後世への影響はどう見たものであろうか。後鳥羽院主導のもと、連歌が大いに競作されていたことを確め得た。『八雲御抄』には連歌についての記述があり、発句の詠み方のとりきめが記される。「発句者必可言切」、また「かな共、べしとも、又春霞、秋の風などの躰にすべし」とあり、当季・切れ字などの規程として現代まで遵守されてきた。『八雲御抄』に至るまで百韻連歌の実作が行われたのは、後鳥羽院御前での二十年程度にすぎない。その間に院と新古今歌人達は日本語に内在する何かを抽出し、それをもって発句の永続的な規定を産出したように見える。賦物の制についても、その起源を確定するには至らないものの、人名などという賦物を発案したのは後鳥羽院その人ではあるまいか。少くともその運用を規定する権限を院は持っていたようである。賦物の運用は鎌倉時代さまざまに変化し、ついには全くの形式として懷紙冒頭に名残をとどめるのみとなるが、その習慣は連歌俳諧史を通じて守られてきた。連歌創成のころの後鳥羽院の功績ははなはだ巨大であった。

菊川における藤原宗行の書き残した一文については、後に『太平記』日野俊基の段に引かれ、唱和した和歌があるが、¹³⁾

百年余をへだてた両者に共感があつたことであろう。処刑を待つ境遇、さらには院の近臣たること、公家衆の中での身分、このように共通する立場に両者はあつた。さらに、無礼講の記事を想起すると、有心無心の連歌の場との共通性を感じざるをえない。討幕の意図を秘めた人々の集合した座で、談論風発、時には行きすぎた発言など、おこりやすいであろう。溯れば、後白河院と近臣の鹿の谷の会合も思い出される。平氏と瓶子の秀句に対し、人名を賦物とする連歌の、定家をして「太不便」と言わしめた座の雰囲気には、何か不穩の気のただよふのを感じるのである。承久の乱は、事件としては時間的にも地理的にも叙事詩的な広がりを見せなかった。乱に取材した軍記も、平家や『太平記』の規模に成長することができなかった。さまざまな挿話をとりこみ発展させる余裕がなかったこともあり、鹿の谷、無心衆のこと、無礼講のことという流れが見すこされてきたように思うのである。

注

- (1) 『統群書類従』第十六輯 908 ページ。
- (2) 『菟玖波集の研究』 588 589 ページ。
- (3) 『平安朝歌合大成 一』 206 ページ。
- (4) 新 日本古典文学大系『江談抄 中外抄 富家語』 398 ページ。
- (5) 図書寮叢刊『看聞日記』 三16 ページ。
- (6) 統群類従刊行会『看聞御記』には、次に「非一事」の三文字がはいる。
- (7) 目崎徳衛氏『史伝後鳥羽院』転の巻、特にその五「敗者の運命」の章が簡潔にまとめる。また承の巻「狂連歌と院近臣」の章に無心衆の記述がある。
- (8) 『群書類従』第二十輯 76 ページ。

- (9) 同右、125ページ。
(10) 同右、128ページ。
(11) 『続群書類従』第二十輯上108ページ。
(12) 同右、101ページ。
(13) ただし作者を光親と誤る。

(文学部・文化創造研究科教授)